

広島県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和八年七月六日

広島県知事 横 田 美 香

広島県条例第十九号

広島県税条例の一部を改正する条例

第一条 広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(寄附金税額控除) 第三十八条の二 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 所得税法第七十八条第二項第二号から第四号までに掲げる寄附金及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ一ハ (略)</p> <p>2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した特例控除対象寄附金の額の合計額のうち二千円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の五分の二（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の一）に相当する金額とする。ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の前二条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額と七十七万二千円（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、三十八万六千円）とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。</p> <p>一一三 (略)</p> <p>2 (個人の県民税に係る扶養親族等申告書) 第三十九条の五 (略)</p> <p>2 次に掲げる者（以下この項において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第二百三条の六第一項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法第四十五条の三の三第一項の</p>	<p>(寄附金税額控除) 第三十八条の二 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 所得税法第七十八条第二項第二号から第四号までに掲げる寄附金及び租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ一ハ (略)</p> <p>2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した特例控除対象寄附金の額の合計額のうち二千円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の五分の二（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の一）に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の前二条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、当該百分の二十に相当する金額）とする。</p> <p>一一三 (略)</p> <p>2 (個人の県民税に係る扶養親族等申告書) 第三十九条の五 (略)</p> <p>2 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならぬ者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける法第二十四条第一項第一号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者</p>

規定に基づく県民税に関する申告書を、法第三百十七条の三の第三項に規定する申告書と併せて、当該公的年金等支払者を経由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町長に提出しなければならない。

一 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

二 法の施行地において公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第三十四条第一項第一号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。）をいう。次号において同じ。）（退職手当等（第四十三条の二に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢十六歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）を有する者

三 法の施行地において公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第三十四条第一項第一号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初の当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第八条の二の三に規定する金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢十六歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）を有する者

附則

（個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除）
第六条の四 平成二十二年度から令和二十五年
度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租
税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二
の二の規定の適用を受けた場合（同法第四十
一条第一項に規定する居住年（以下この条及
び次条において「居住年」という。）が平成
二十一年から令和十二年までの各年である場
合に限る。）には、第一号に掲げる金額から
第二号に掲げる金額を控除した金額（当該金

（合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（法第五十条の二に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。）をいう。）又は扶養親族（年齢十六歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この項において「公的年金等受給者」という。）は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第二百三条の六第一項に規定する公的年金等の支払者（以下この項において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法第四十五条の三の三第一項の規定に基づく県民税に関する申告書を、法第三百十七条の三の三第一項に規定する申告書と併せて、当該公的年金等支払者を経由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町長に提出しなければならない。

附則

（個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除）
第六条の四 平成二十二年度から令和二十年度
までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租
税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二
の二の規定の適用を受けた場合（同法第四十
一条第一項に規定する居住年（以下この条及
び次条において「居住年」という。）が平成二
十一年から令和七年までの各年である場合
に限る。）には、第一号に掲げる金額から第二
号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が

とあるのは「百分の一・四」と、「三万九千円」とあるのは「五万四千六百円」と、「一万九千五百円」とあるのは「二万七千三百円」とする。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)
 第六条の四の二 (略)

(略)	(略)	(略)
第一項第一号	租税特別措置法第四十一条第二項から第十八項まで若しくは第四十一条の二	(略)
(略)	(略)	(略)

2・3 (略)

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第六条の五 第三十八条の二の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者が、同条第二項第二号若しくは第三号に掲げる場合に該当する場合又は第三十七条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第八条第一項、附則第九条第一項、附則第十条第一項、附則第十一条第一項、附則第十二条の二第一項、附則第十三条の二の二第一項又は附則第十四条の二の七第一項の規定の適用を受けるときは、第三十八条の二第二項に規定する特例控除額は、同項第二号及び第三号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した特例控除対象寄附金の額の合計額のうち二千元を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合(当該各号に掲げる場合の二以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合)を乗じて得た金額の五分の二(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の一)に相当する金額とする。ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の第三十七条及び第三十八条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額と七十七万二千元(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、三十八万六千元)とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。

とあるのは「百分の一・四」と、「三万九千円」とあるのは「五万四千六百円」と、「一万九千五百円」とあるのは「二万七千三百円」とする。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)
 第六条の四の二 (略)

(略)	(略)	(略)
第一項第一号	租税特別措置法第四十一条第二項から第五項まで若しくは第十項から第二十一項まで若しくは第四十一条の二	(略)
(略)	(略)	(略)

2・3 (略)

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第六条の五 第三十八条の二の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者が、同条第二項第二号若しくは第三号に掲げる場合に該当する場合又は第三十七条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第八条第一項、附則第九条第一項、附則第十条第一項、附則第十一条第一項、附則第十二条の二第一項、附則第十三条の二の二第一項又は附則第十四条の二の七第一項の規定の適用を受けるときは、第三十八条の二第二項に規定する特例控除額は、同項第二号及び第三号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した特例控除対象寄附金の額の合計額のうち二千元を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合(当該各号に掲げる場合の二以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合)を乗じて得た金額の五分の二(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の一)に相当する金額とする。ただし、当該金額が当該納税義務者の第三十七条及び第三十八条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、当該百分の二十に相当する金額とする。

第八条 (略)

(非課税口座内上場株式等に係る配当所得に係る県民税の特例)

第八条の二 租税特別措置法第三十七条の第十四項第一号に規定する非課税口座(以下この項、附則第十一条の六及び附則第十一条の六の二第二項において「非課税口座」という。)及び同法第三十七条の第十四第五項第九号に規定する特定課税未成年者口座(以下この項、附則第十一条の六及び附則第十一条の六の二第二項において「特定課税未成年者口座」という。)を開設する個人の同法第三十七条の第十四第四項第一号に規定する基準年(附則第十一条の六第三項及び附則第十一条の六の二第二項において「基準年」という。)の前年十二月三十一日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき同法第三十七条の第十四第六項に規定する契約不履行等事由(以下この項、附則第十一条の六及び附則第十一条の二の六の二第二項において「契約不履行等事由」という。)が生じ、当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時まで、間に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等(同法第九条の八第一項第三号に掲げる同項に規定する非課税口座内上場株式等の配当等をいう。)について同法第九条の八第二項の規定により支払があつたものとみなされたときは、当該非課税口座内上場株式等の配当等に係る配当所得の金額に対し、県民税の配当割を課する。

21 前項の規定の適用がある場合における第三十四条第一項第六号及び第四十六条の十三第三項の規定の適用については、第三十四条第一項第六号及び第四十六条の十三第一項中「受けるべき日」とあるのは「受けるべき日の属する年の一月一日」とする。

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る個人の県民税の所得計算の特例)
第十一条の二の六 県民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第三十七条の第十四第五項第二号に規定する非課税上場株式等管理契約(以下この条において「非課税上場株式等管理契約」という。)、同項第四号に規定する非課税累積投資契約(以下この条において「非課税累積投資契約」という。))又は同項第六号に規定する特定非課税累積投資契約(以下この条において「特定非課税累積投資契約」という。))に基づき同法第三十七条の第十四第一項に規定する非課税口座内上場株式等(以下この条において「非課税口座

第八条 (略)

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る個人の県民税の所得計算の特例)

第十一条の二の六 県民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第三十七条の第十四第五項第二号に規定する非課税上場株式等管理契約(以下この条において「非課税上場株式等管理契約」という。)、同項第四号に規定する非課税累積投資契約(以下この条において「非課税累積投資契約」という。))又は同項第六号に規定する特定非課税累積投資契約(以下この条において「特定非課税累積投資契約」という。))に基づき同法第三十七条の第十四第一項に規定する非課税口座内上場株式等(以下この条において「非課税口座

又は特定課税未成年者口座につき契約不履行等事由が生じた場合には、次に定めるところにより、県民税に関する規定を適用する。この場合には、第一号から第三号までの規定による非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算する。

一 当該非課税口座の開設の時から契約不履行等事由が生じた時までの間にした非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得については、当該契約不履行等事由が生じた時に、当該非課税口座内上場株式等の特定非課税累積投資契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

二 当該非課税口座の開設の時から契約不履行等事由が生じた時までの間に租税特別措置法第三十七条の第十四第四項第一号に規定する他の保管口座への移管又は非課税口座内上場株式等に係る有価証券の当該県民税の所得割の納税義務者への返還（同条第五項第六号ホ(1)・に規定する事由による移管又は返還を除く。以下この号及び第四号において同じ。）があつた非課税口座内上場株式等については前項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、その移管又は返還があつた時における払出し時の金額により特定非課税累積投資契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

三 契約不履行等事由の基因となつた非課税口座内上場株式等及び契約不履行等事由が生じた時における当該非課税口座に係る非課税口座内上場株式等については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額により特定非課税累積投資契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

四 第二号の規定の適用を受ける当該非課税口座を開設していた県民税の所得割の納税義務者については、同号の移管又は返還があつた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該移管又は返還による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとみなす。

五 第三号の規定の適用を受ける当該非課税口座を開設していた県民税の所得割の納税義務者については、当該契約不履行等事由

が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて同号の非課税口座内上場株式等（租税特別措置法第三十七条の十四第五項第六号ホ(2)に規定する譲渡又は贈与がされたものを除く。）の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、第三号の非課税口座内上場株式等を贈与により取得した者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとそれぞれみなす。

4) 前項の場合において、同項第一号から第三号までの規定により譲渡があつたものとみなされる非課税口座内上場株式等に係る収入金額が所得税法第三十三条第三項の規定の例によつて算定した当該非課税口座内上場株式等の取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額は、県民税に関する規定の適用については、ないものとみなす。

(非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第 十 一 条 の 二 の 六 の 二 非課税口座及び特定課税未成年者口座を開設する個人の基準年の前年十二月三十一日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき契約不履行等事由が生じ、租税特別措置法第三十七条の第十四第八項の規定の適用があつたときは、同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した金額を第四十六条の十五に規定する特定株式等譲渡所得金額とみなして、県民税の株式等譲渡所得割を課する。

2) 前項の規定の適用がある場合における第三十四条第一項第七号並びに第四十六条の第十八項及び第二項並びに第四十六条の第十九第一項及び第二項の規定の適用については、同号中「特定株式等譲渡対価等（法第二十三条第一項第十六号に規定する特定株式等譲渡対価等をいう。以下同じ。）の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは、「租税特別措置法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座（以下この号及び第四十六条の第十八第一項において「非課税口座」という。）及び同法第三十七条の十四第五項第九号に規定する特定課税未成年者口座を開設する個人で同法第三十七条の十四第六項に規定する契約不履行等事由が生じたことによる当該非課税口座の廃止（第四十六条の第十八第一項及び第二項において「非課税口座の廃止」という。）の日」と、第四十六条の第十八第一項中「法第二十三条第一項第十六号に規定する選択口座

が開設されている租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する金融商品取引業者等で特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「非課税口座の廃止の日」と、「に対して当該特定株式等譲渡対価等の支払をするもの」とあるのは「の当該非課税口座が開設されている租税特別措置法第三十七条の十四第一項に規定する金融商品取引業者等」と、第四十六条の十八第二項中「特定株式等譲渡対価等の支払をする際」とあるのは、「非課税口座の廃止の際」と、第四十六条の十九第一項中「毎年一月十日」(令第九条の二十第一項各号に掲げる場合にあつては、同項各号に定める日)までに、前年一月一日から同年十二月三十一日までの期間において」とあるのは、「前条第二項に規定する徴収の日の属する月の翌月十日までに、その」と、第四十六条の十九第二項中「選択口座」とあるのは、「法第二十三条第一項第十六号に規定する選択口座」とする。

第二条 広島県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第六条の六 平成二十六年度から令和三十年度までの各年度分の個人の県民税についての第三十八条の二第一項及び第二項並びに前条(これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、第三十八条の二第二項第一号の表百九十五万円以下の金額の項中「百分の八十五」とあるのは「百分の八十四・八九五」と、同表百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額の項中「百分の八十」とあるのは「百分の七十九・七九」と、同表三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額の項中「百分の七十」とあるのは「百分の六十九・五八」と、同表六百九十五万円を超え九百万円以下の金額の項中「百分の六十七」とあるのは「百分の六十六・五一七」と、同表九百万円を超え千八百万円以下の金額の項中「百分の五十七」とあるのは「百分の五十六・三〇七」と、同表千八百万円を超え四千万円以下の金額の項中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・一六」と、同表四千万円を超える金額の項中「百分の四十五」とあるのは「百分の四十四・〇五五」と、前条第三号中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・一六」と、同条第四号中「百分の六十」とあるのは「百</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第六条の六 平成二十六年度から令和二十年度までの各年度分の個人の県民税についての第三十八条の二第一項及び第二項並びに前条(これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、第三十八条の二第二項第一号の表百九十五万円以下の金額の項中「百分の八十五」とあるのは「百分の八十四・八九五」と、同表百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額の項中「百分の八十」とあるのは「百分の七十九・七九」と、同表三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額の項中「百分の七十」とあるのは「百分の六十九・五八」と、同表六百九十五万円を超え九百万円以下の金額の項中「百分の六十七」とあるのは「百分の六十六・五一七」と、同表九百万円を超え千八百万円以下の金額の項中「百分の五十七」とあるのは「百分の五十六・三〇七」と、同表千八百万円を超え四千万円以下の金額の項中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・一六」と、同表四千万円を超える金額の項中「百分の四十五」とあるのは「百分の四十四・〇五五」と、前条第三号中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・一六」と、同条第四号中「百分の六十」とあるのは「百</p>

分の五十九・三七」と、同条第五号中「百分の七十五」とあるのは「百分の七十四・六八五」とする。

2] 令和三十一年度以後の各年度分の個人の県民税についての第三十八条の第二項及び第二項並びに前条（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当分の間、第三十八条の第二項第一号の表百九十五万円以下の金額の項中「百分の八十五」とあるのは「百分の八十四・九五」と、同表百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額の項中「百分の八十」とあるのは「百分の七十九・九」と、同表三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額の項中「百分の七十」とあるのは「百分の六十九・八」と、同表六百九十五万円を超え九百万円以下の金額の項中「百分の六十」とあるのは「百分の六十六・七七」と、同表九百万円を超え千八百万円以下の金額の項中「百分の五十七」とあるのは「百分の五十六・六七」と、同表千八百万円を超え四千万円以下の金額の項中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・六」と、同表四千万円を超える金額の項中「百分の四十五」とあるのは「百分の四十四・五五」と、前条第三号中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・六」と、同条第四号中「百分の六十」とあるのは「百分の五十九・七」と、同条第五号中「百分の七十五」とあるのは「百分の七十四・八五」とする。

第七条の三 平成二十八年度から令和三十年度までの各年度分の個人の県民税についての前条第一項及び第二項の規定の適用については、同項の表中「八十五分の五」とあるのは「八十四・八九五分の五・一〇五」と、「八十分の十」とあるのは「七十九・七九分の十・二一」と、「七十分の二十」とあるのは「六十九・五八分の二十・四二」と、「六十七分の二十三」とあるのは「六十六・五一七分の二十三・四八三」と、「五十七分の三十三」とあるのは「五十六・三〇七分の三十三・六九三」とする。

2] 令和三十一年度以後の各年度分の個人の県民税についての前条第一項及び第二項の規定の適用については、当分の間、同項の表中「八十五分の五」とあるのは「八十四・九五分の五・〇五」と、「八十分の十」とあるのは「七十九・九分の十・一」と、「七十分の二十」とあるのは「六十九・八分の二十・二」と、「六十七分の二十三」とあるのは「六十六・七七分の二十三・二三」と、「五十七分の三十三」とあるのは「五十六・六七分の三十三・三三」とする。

分の五十九・三七」と、同条第五号中「百分の七十五」とあるのは「百分の七十四・六八五」とする。

第七条の三 平成二十八年度から令和三十年度までの各年度分の個人の県民税についての前条第一項及び第二項の規定の適用については、同項の表中「八十五分の五」とあるのは「八十四・八九五分の五・一〇五」と、「八十分の十」とあるのは「七十九・七九分の十・二一」と、「七十分の二十」とあるのは「六十九・五八分の二十・四二」と、「六十七分の二十三」とあるのは「六十六・五一七分の二十三・四八三」と、「五十七分の三十三」とあるのは「五十六・三〇七分の三十三・六九三」とする。

<p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の県民税の課税の特例） 第十條の二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項（第二項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第三十一条の第二項第十三号から第十五号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第五十六条第一項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第一項又は第二項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>5 （略）</p>	<p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の県民税の課税の特例） 第十條の二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 （略）</p>
---	--

第三條 広島県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第五十五條の二 地方消費税は、事業者（個人事業者及び法人をいう。以下同じ。）の行った課税資産の譲渡等（消費税法（昭和六十三年法律第八号）第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等のうち、特定資産の譲渡等（同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等をいう。）並びに同法その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるもの以外のものをいう。）及び特定課税仕入れ（消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れのうち、同法その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるもの以外のものをいう。）については、当該事業者（消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者（同法第十五条第一項に規定する法人課税信託等の受託者にあつては、同条第三項に規定する受託事業者及び同条第四項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務が全て</p>	<p>第五十五條の二 地方消費税は、事業者（個人事業者及び法人をいう。以下同じ。）の行った課税資産の譲渡等（消費税法（昭和六十三年法律第八号）第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等のうち、特定資産の譲渡等（同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等をいう。）並びに同法その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるもの以外のものをいう。）及び特定課税仕入れ（消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れのうち、同法その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるもの以外のものをいう。）については、当該事業者（消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者（同法第十五条第一項に規定する法人課税信託等の受託者にあつては、同条第三項に規定する受託事業者及び同条第四項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務が全て</p>

免除される事業者に限る。)を除く。)に対し、譲渡割により、同法第二十一条第十一号に規定する課税貨物(同法その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるものを除く。)については、当該課税貨物を消費税法第二十一条第二号に規定する保税地域から引き取る者に対し、貨物割により課する。

2-4 (略)

免除される事業者に限る。)を除く。)に対し、譲渡割により、同法第二十一条第十一号に規定する課税貨物(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十二年法律第三十七号)その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるものを除く。)については、当該課税貨物を消費税法第二十一条第二号に規定する保税地域から引き取る者に対し、貨物割により課する。

2-4 (略)

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条及び附則第三条の規定 令和十年一月一日
 - 二 第三条の規定 令和十年四月一日
- (個人の県民税に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の広島県税条例(以下この条において「新条例」という。)第三十八条の二第二項及び附則第六条の五第一項の規定は、令和十年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和九年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例第三十九条の五第二項の規定は、令和九年一月一日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二百三条の六第一項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第三十九条の五第二項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した第一条の規定による改正前の広島県税条例第三十九条の五第二項の規定による申告書については、なお従前の例による。

3 新条例附則第六条の四第一項及び第三項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和八年一月一日以後に所得税法等の一部を改正する法律(令和八年法律第十二号。以下この項において「所得税法等改正法」という。)第七条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十一条第一項に規定する居住用家屋(同条第十六項の規定により同条第一項に規定する居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第十七項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第十七項の規定により同条第三十五項の規定により同条第一項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第十七項の規定により同条第一項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第十七項に規定する特例増改築等をした家屋を含む)、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。

）又は同条第六項に規定する認定住宅等（同条第十八項の規定により同条第六項に規定する認定住宅等とみなされる同条第十八項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋（同条第二十項の規定により同条第一項に規定する居住用家屋とみなされる同条第二十項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第三十五項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第三十五項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第十項に規定する認定住宅等（同条第二十一項の規定により同条第十項に規定する認定住宅等とみなされる同条第二十一項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

第三条 第二条の規定による改正後の広島県税条例（以下この条において「新条例」という。）附則第十条の二第四項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和十年一月一日以後に行う新条例附則第十条の二第一項の土地等の譲渡について適用する。